

議案第 33 号

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 31 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例

杉並区特別区税条例（昭和 39 年杉並区条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 38 条の 5 第 1 号及び第 2 号中「同条第 4 項」の次に「又は第 5 項」を加える。

附則第 5 条の 2 中「同条第 4 項」の次に「又は第 5 項」を加え、「令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 12 月 31 日」に改める。

附則第 5 条の 2 の 2 第 2 項中「同条第 2 項」の次に「又は第 3 項」を、「同条第 4 項」の次に「又は第 5 項」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区特別区税条例第 38 条の 5 並びに附則第 5 条の 2 及び第 5 条の 2 の 2 第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

（提案理由）

軽自動車税の環境性能割の税率の特例措置の適用期限を延長する等の必要がある。

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(環境性能割の税率)</p> <p>第38条の5 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</p> <p>(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</p> <p>(3) 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第5条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第5条の6第3項において「特定期間」という。)</p>	<p>(環境性能割の税率)</p> <p>第38条の5 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法第451条第1項(同条第4項_____において読み替えて準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</p> <p>(2) 法第451条第2項(同条第4項_____において読み替えて準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</p> <p>(3) 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第5条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項_____において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(附則第5条の6第3項において「特定期間」という。)</p>

に行われたときに限り、第38条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第5条の2の2 略

2 東京都知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車^が法第446条第1項(同条第2項又は第3項)において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項)において準用する場合を含む。)の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3及び4 略

に行われたときに限り、第38条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第5条の2の2 略

2 東京都知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車^が法第446条第1項(同条第2項_____)において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項_____)において準用する場合を含む。)の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3及び4 略

杉並区特別区税条例の主な改正点

税目	改正内容	施行日	適用関係
軽自動車税	<p>軽自動車税の環境性能割の税率の特例措置の適用期限の延長</p> <p>令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に取得した自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに係る環境性能割の税率の特例について、適用期限を9月延長し、令和3年12月31日までとする。</p> <p>(区税条例附則第5条の2・地方税法附則第29条の8の2)</p>	令和3年4月1日	施行日以後に取得された軽自動車に適用